

国土交通省における 建築物バリアフリー化の取組み

令和7年8月
国土交通省四国地方整備局
都市・住宅整備課

□ バリアフリー法の概要	P.3
□ 建築物のバリアフリー基準の改正	P.7
□ 建築物のバリアフリーガイドライン	P.13
□ 第4次バリアフリー整備目標(案)	P.16
□ バリアフリー法に基づく条例	P.18
□ バリアフリー環境整備促進事業	P.22
□ 参考事例	P.28

バリアフリー法の概要

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にある など
※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにあるにある など
(※3:義務づけの対象ではない)

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上 (公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の概要 ※R7.6.1から

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
 - 80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
 - 80cm 以上 90cm 以上

2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
 - 120cm 以上 180cm 以上

3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踏み場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
 - 片側 両側
- スロープ幅
 - 120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
 - 1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)

7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
 - 120cm 以上 180cm 以上

8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
 - 200台以下の場合：2%以上
 - 201台以上の場合：1%+2台以上2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
 - 350cm以上 350cm以上

9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)

4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
 - 80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
 - 135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
 - 140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
 - 150cm 角以上 180cm 角以上

5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
 - 原則各階に1つ以上 各便所に1つ以上
- オストメイト対応便所の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上

6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
 - 1%以上 原則 2% 以上

10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。

11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。

12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

- 車いす使用者用部分の数
 - 400席以下の場合：2席以上
 - 401席以上の場合：0.5%以上
- 100席以下の場合：2席以上
- 101～200席の場合：1%以上
- 201～2,000席の場合：1%+2席以上
- 2,001席以上の場合：0.75%+7席以上

- 車いす使用者用部分の寸法等
 - 幅：90cm以上
 - 奥行：135cm以上
 - 床が平坦
- 幅：90cm以上
- 奥行：135cm以上
- 床が平坦
- 舞台等を容易に視認できる構造
- 同伴者用の客席(スペース)が隣接
- 201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

6

建築物のバリアフリー基準の改正 (令和7年6月1日 施行)

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)

階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

現行

- 各階に1箇所以上を設ける。
- 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。

見直し案

- 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。

当該階の車椅子使用者用便房

当該階の便房数

車椅子使用者用便房

当該階の便所の箇所数

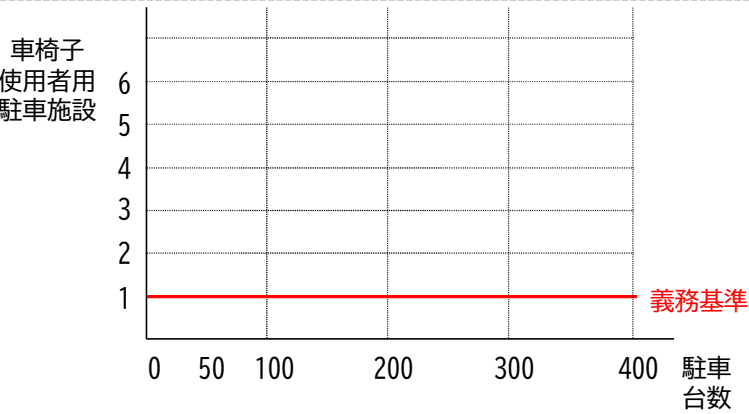
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

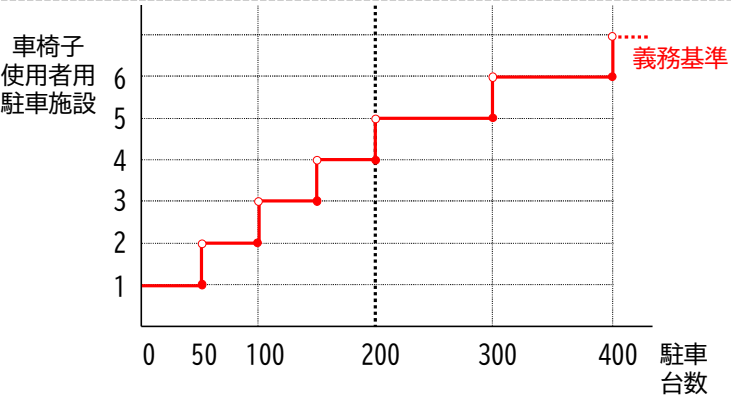
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

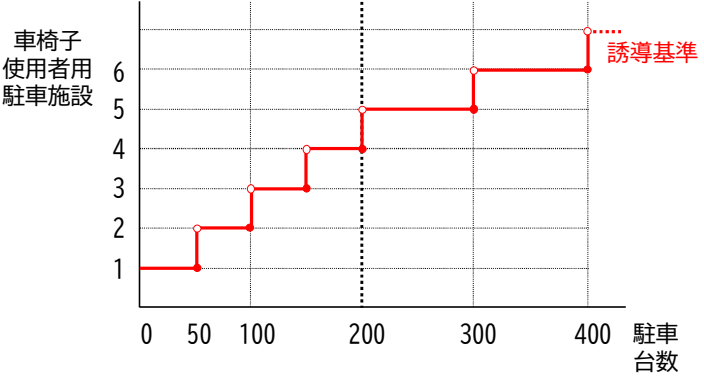
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

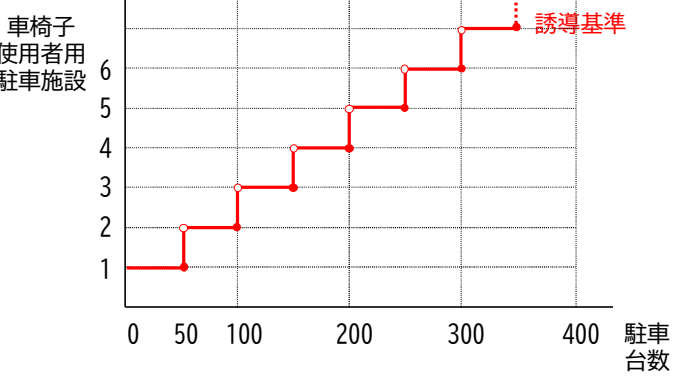
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



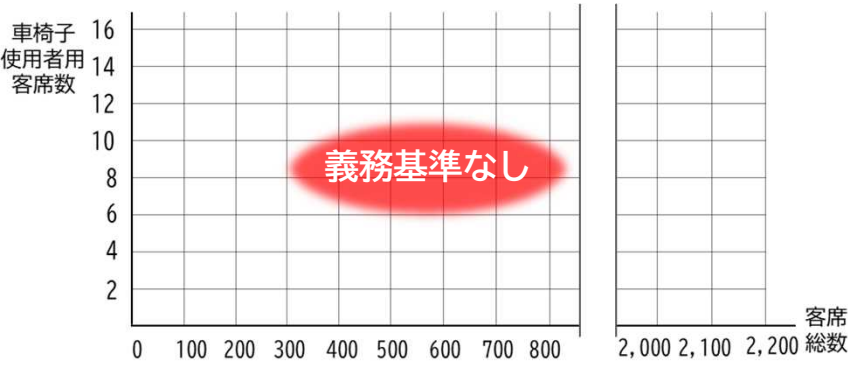
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

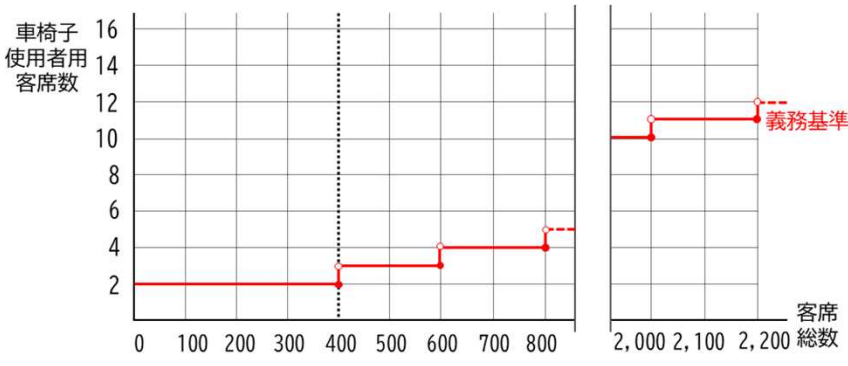
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

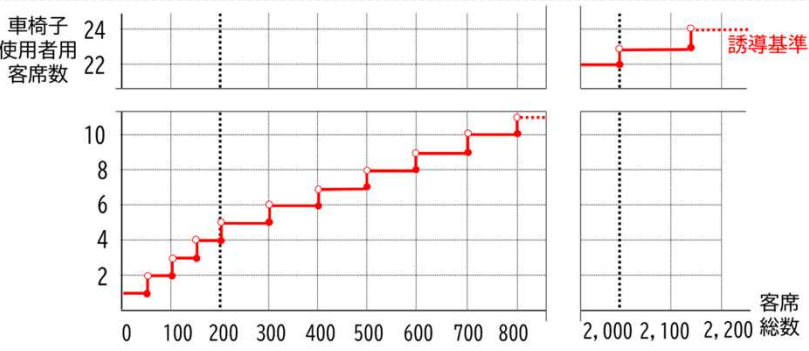
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

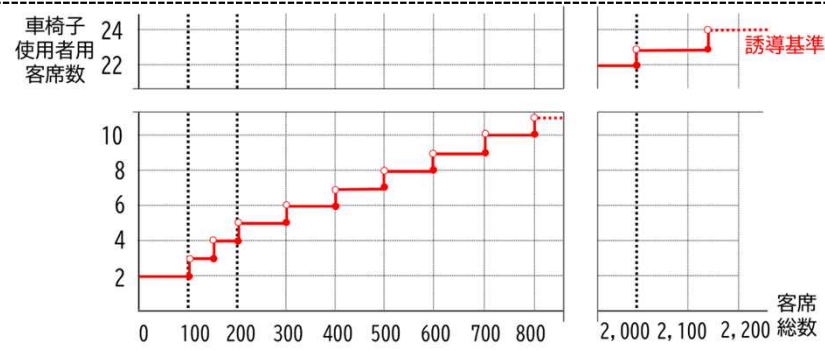
現行

- ・ 200席以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 101～200席の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加することで車椅子使用者用便所の設置を促進する。

	現行	見直し案
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準のいずれかに適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける
特定建築物 以外	次の基準に適合すること ・ 以下の全てに適合する	次の基準のいずれかに適合すること ・ 以下の全てに適合する
	出入口 (略)	出入口 (略)
	廊下 (略)	廊下 (略)
	階段 (略)	階段 (略)
	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である
	敷地内通路 (略)	敷地内通路 (略)
		・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること

赤字：現行の基準に追加した箇所

- チラシ
- ・ 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車場、車椅子使用者用客席の義務基準の概要を記載
- ・ 基準改正概要の周知に最適

**車椅子使用者用トイレを設置した場合、
容積率の特例の適用対象となります！**

車椅子使用者用トイレの床面積の一部が不算入となります。
※特定行政庁の許可が必要となりますので、詳しくは特定行政庁にお問い合わせください。

改正内容に関する
詳細はこちら

建築物におけるバリアフリーについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

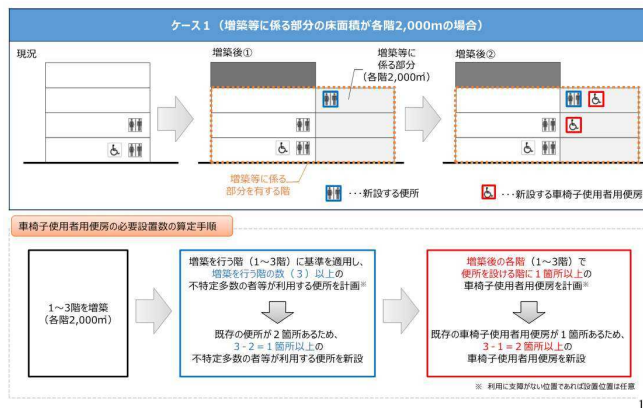
發行：周士文譯者：徐文海（律師徐文海） 電話：03-5283-811

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001881137.pdf>

- 技術的助言参考資料
 - ・ 改正基準の運用に係る詳細な留意点を記載
 - ・ 運用の参考に最適

例 (P.16)
増築等を行う場合の車椅子使用者用便房の
必要設置数の算定手順を、図とともに解説

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



1

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf>

- 説明会動画
 - ・ 技術的助言参考資料を基に説明
 - ・ 運用の参考に最適

※以下のURLにて動画を公開中

https://youtu.be/f_o8XtrPnS4
(便所)

<https://youtu.be/SCUVsPsW0aQ>
(劇場等の客席)

<https://youtu.be/UaDQ3WJDp90>
(駐車場)

<https://youtu.be/L3BxSsB52WM>
(Q&A)

建築物のバリアフリーガイドライン

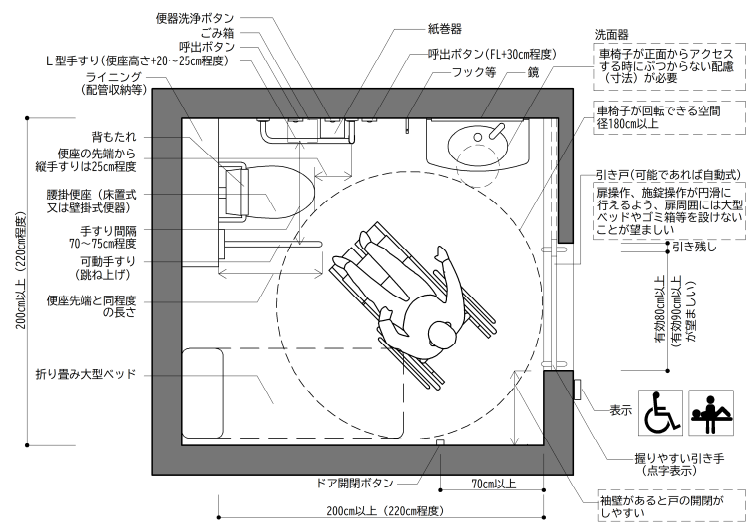
建築物のバリアフリーガイドライン(建築設計標準)

○通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等をガイドラインとしてまとめています。

○行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。

掲載例

【車椅子使用者用便房の例】



【写真】



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

近年の改正概要

平成27年度 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設

- ・車椅子使用者用の客席・観覧席の基準整備
- ・一般・その他客席・観覧席
- ・音声・画像等による情報提供 等

平成30年度 ホテル又は旅館

- ・設置数基準の見直し(「1室以上」から「1%以上」へ)
- ・一般客室のバリアフリー対応水準の見直し 等

令和2年度 小規模店舗・重度の障害、介助者等への配慮

- <小規模店舗>
- ・出入口に段差を設けない、有効幅員80cm以上 等
- <重度の障害、介助者等への配慮>
- ・車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要な高さの見直し

建築設計標準の主な改正ポイント(令和7年5月改正)

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をPRしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

第4次バリアフリー整備目標(案)

バリアフリー整備目標(第4次)の設定(案)

- 現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、「**公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合**」を追加する。

第3次整備目標（令和3年度～令和7年度）

○特別特定建築物のバリアフリー基準適合率

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの**約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施**する。

【参考】

第1次整備目標（平成18年度～平成22年度）

目 標：約50%

実 績：約49%

第2次整備目標（平成23年度～令和2年度）

目 標：約60%

実 績：約62%



第4次整備目標（令和8年度～令和12年度）

①特別特定建築物のバリアフリー基準適合率【更新】

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの**約70%について、令和12年度までに、移動等円滑化を実施**する。

②公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合【新規】

2,000㎡以上の国、都道府県、政令市の特別特定建築物の公共建築工事について、**令和12年度までに、原則としてすべての工事で当事者参画を実施**する。

※現状では、55%程度の公共建築工事で実施

※「建築設計標準」の改正の一環として、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定

バリアフリー法に基づく条例

バリアフリー法に基づく条例

○バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。

条例制定のメリット

- ・ 義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、
地域の実情に応じた**きめ細やかな基準**を設定することができるようになります。
(例)小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け
- ・ バリアフリー法に基づく条例の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、
民間の指定確認検査機関等の**建築確認審査**において、**基準適合の実効性が担保**されます。
- ・ 自主条例等に基づき、地方公共団体との協議対象としている基準について、
法に基づく委任条例とすることで、手続きが統合され、事務負担の軽減・効率化にもつながります。

委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例

東京都福祉のまちづくり条例(抄) ※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定

(届出)

第18条 特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。**ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。**

○自主条例からの法委任条例に移行した事例

鳥取県

- 平成8年に、県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積500㎡未満の施設も含めて、建築物等のバリアフリー化の遵守義務を規定
 - 施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定(病院0㎡以上、飲食店300㎡以上等)
- 平成20年に**法に基づく条例として全部改正**し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
 - 特別特定建築物の用途を追加**(公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他)
 - バリアフリー基準に**独自基準を付加**(ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等)
 - 適合義務対象床面積を**引下げ**

○義務付け対象用途の追加及び規模の引下げを実施している事例

徳島県

- 全ての学校**(1,000㎡以上)を義務付け対象に追加。病院、診療所、保健所等を1,000㎡に**引下げ**。

○用途に応じた基準を追加している事例

東京都

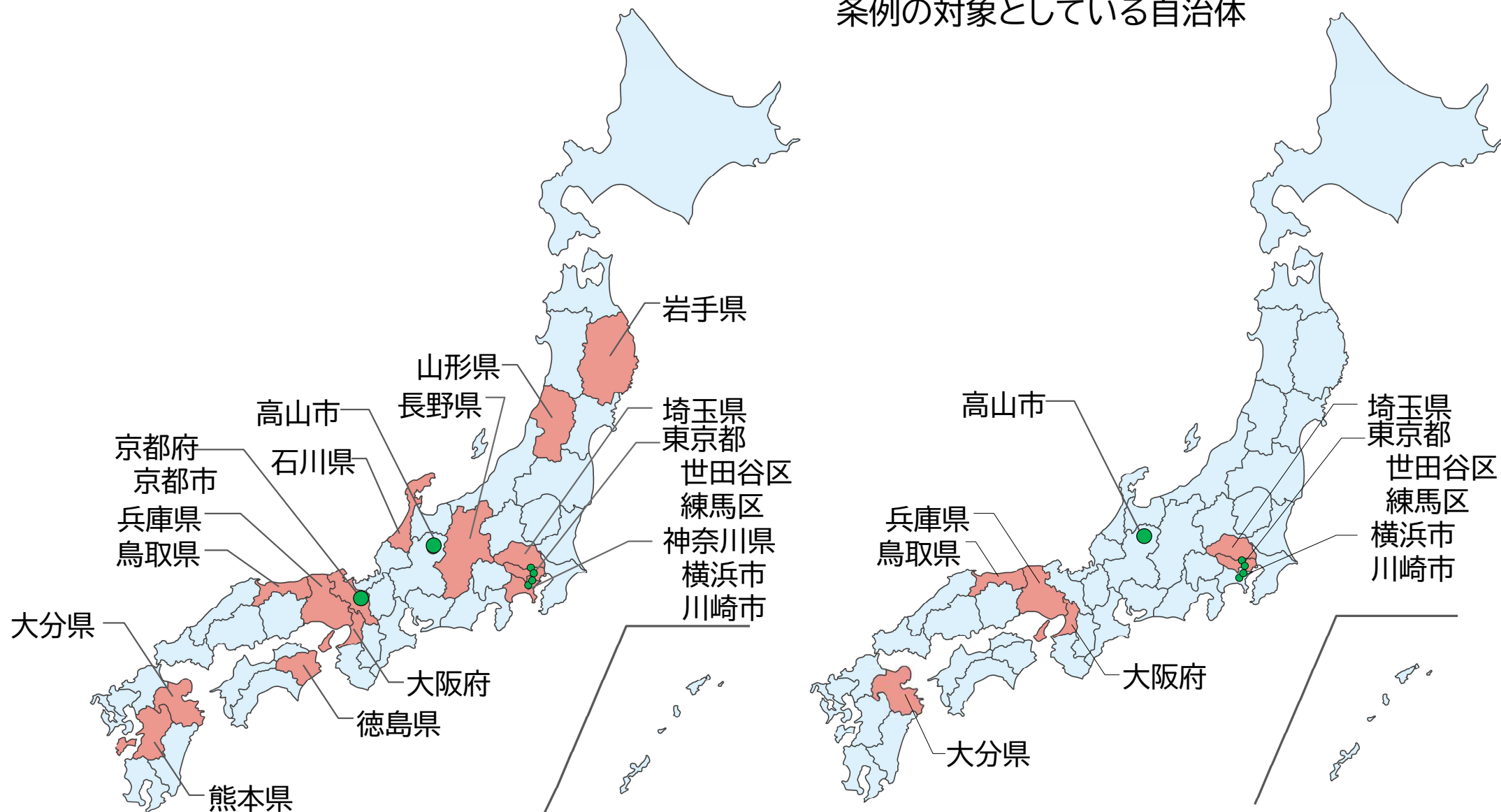
- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
 - 共用部の基準(一般客室までの経路)
 - 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)
- 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け

バリアフリー法に基づく条例の制定状況

○令和7年4月時点では、20自治体においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

■バリアフリー法に基づく条例制定自治体

■床面積の合計500㎡未満の建築物を
条例の対象としている自治体



バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③都市機能誘導区域の駅周辺
- ④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 等

交付率 直接 1/3 間接 1/3

交付内容

- 基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）

■移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等） 等

■認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■既存建築物バリアフリー改修事業

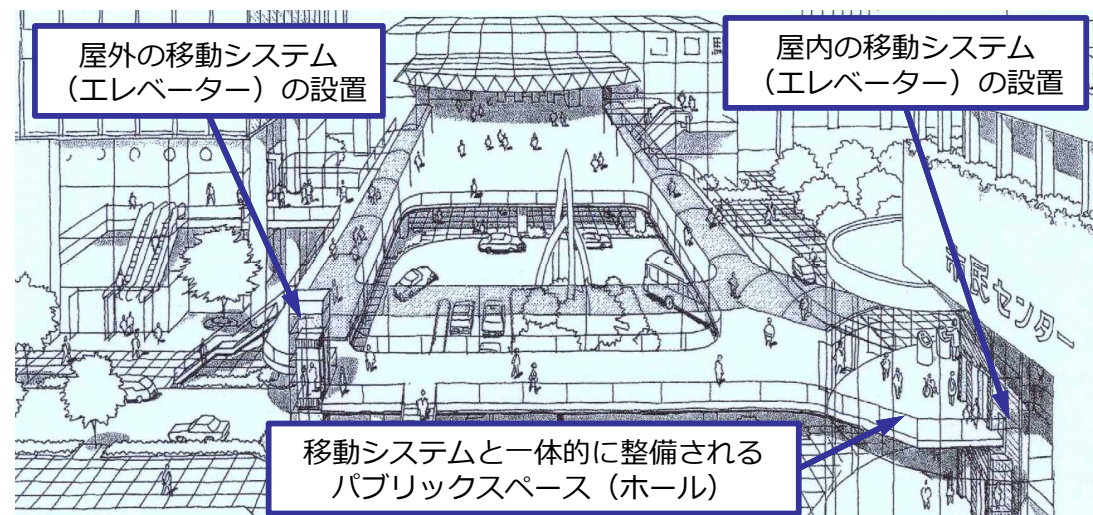
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし）
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・段差の解消 | ・乳幼児用設備の設置 |
| ・出入口、通路の幅の確保 | ・ローカウンターの設置 |
| ・車椅子使用者トイレの設置 | ・車椅子使用者用駐車施設の設置 |
| ・オストメイト設備を有するトイレの設置 | ・駐車場から店舗までの屋根設置 など |



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

①三大都市圏の既成市街地等
②人口5万人以上の市
③厚生労働省事業等の実施都市
④都市機能誘導区域の駅周辺
⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率

1／3を国費で支援

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】
○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（店舗等）
○バリアフリー条例による規制対象の建築物

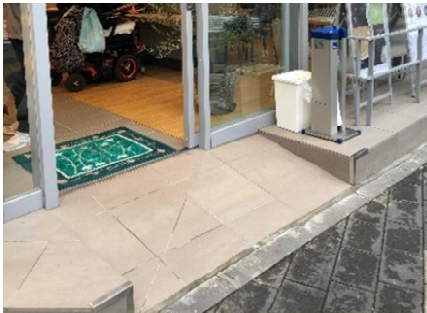
【補助対象】
○バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置

など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



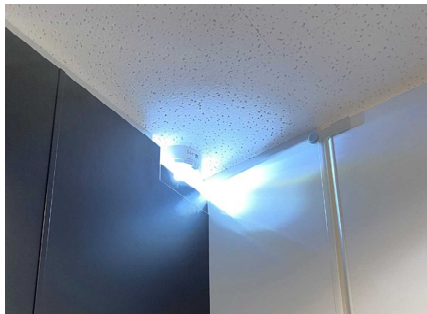
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

事 務 連 絡
令和6年5月28日

各都道府県・各指定都市
バリアフリー環境整備促進事業担当部局 御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
バリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について（依頼）

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和3年3月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和4年10月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和4年度より「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー16-（6）及びロー16-（6）並びに附属第Ⅲ編イー16-（6）及びロー16-（6）に規定するバリアフリー環境整備促進事業をいう。以下同じ。）により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業は、対象地域や対象建築物等の一定の要件に適合する、民間事業者等による既存建築物のバリアフリー改修に対して地方公共団体が支援する場合に、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により当該地方公共団体を支援する制度です。

このため、まずは各地方公共団体において支援制度を設けていただくことが前提となることから、支援制度を設けていない地方公共団体におかれましては、対象地域や対象建築物等の要件を踏まえつつ、支援制度の創設について改めてご検討をお願い申し上げます。また、既にバリアフリー環境整備促進事業を活用されている地方公共団体におかれましては、更なる積極的な活用についてご検討をお願い申し上げます。

特に補助対象地域については、令和4年度より高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に基づく移動等円滑化促進方針、同法第25条第1項に基づく基本構想又は同法第14条第3項に基づくバリアフリー条例（以下「促進方針等」という。）の区域も追加したことから、従来の三大都市圏の既成市街地や人口5万人以上の市等の要件に該当せず、かつ促進方針等を定めていない場合は、促進方針等の策定についてのご検討の程よりしく申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村 に対しても、本事務連絡の周知をよりしくお願い申し上げます。

また、本事務連絡により各地方公共団体に支援制度の創設等についてご依頼をしている旨については、小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体にも情報提供しておりますので、民間事業者等からのご相談があった場合は適切にご対応くださるようお願い申し上げます。

＜添付資料＞

- 参考資料1 バリアフリー環境整備促進事業の概要
- 参考資料2 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ・Ⅲ編イー16-（6）及びロー16-（6）抜粋
- 参考資料3 バリアフリー環境整備促進事業 Q&A
- 参考資料4 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）「2. 12 店舗内部」
- 参考資料5 リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」
- 参考資料6 小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関する国土交通省所管の支援事業（バリアフリー環境整備促進事業）のご紹介について」

＜参考：国土交通省ホームページ＞

- 総合政策（バリアフリー）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>
- 住宅・建築（建築物におけるバリアフリー）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省住宅局市街地建築課
（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3
（電話）03-5253-8111 【内線 39-654, 39-655, 39-656】

【バリアフリー環境整備促進事業に関する問合せ先】

北海道開発局事業振興部都市住宅課 011-709-2311
東北地方整備局建設部都市・住宅整備課 022-225-2171
関東地方整備局建設部住宅整備課 048-601-3151
北陸地方整備局建設部都市・住宅整備課 025-280-8880
中部地方整備局建設部住宅整備課 052-953-8119
近畿地方整備局建設部住宅整備課 06-6942-1141
中国地方整備局建設部都市・住宅整備課 082-221-9231
四国地方整備局建設部都市・住宅整備課 087-851-8061
九州地方整備局建設部住宅整備課 092-471-6331
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 098-866-0031

バリアフリー改修事業に関するQ & A

参考資料 3

バリアフリー環境整備促進事業における既存バリアフリー改修事業に関するQ & A

(令和6年5月28日時点版)

■補助対象地域について

Q 1 : 三大都市圏の既成市街地等、人口5万人以上の市又は都市機能誘導区域の駅周辺の地域でなければ、本事業の活用はできないのか。

→バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針、基本構想又はバリアフリー条例を地方公共団体において定めれば、これらが対象とする区域も補助対象地域となります。移動等円滑化促進方針、基本構想等を定めていない場合は、所管する部局と連携してご検討・ご対応ください。なお、地方公共団体単独で実施している既存の補助事業であっても、補助対象地域の要件に該当すれば本事業を活用することは可能です。

Q 2 : 都道府県が、都道府県全域を対象としたバリアフリー条例を定めている場合、市町村独自の条例を定めていなくても、補助対象地域である「バリアフリー条例の区域」に適合するとの認識でよいのか。

→お見込みの通りです。

■補助対象建築物について

Q 3 : どのような建築物が補助対象となるのか。

→不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（特別特定建築物（規模要件なし、小規模店舗等も対象）や、バリアフリー条例によって規制の対象となる特定建築物（規模要件あり））が対象となります。

Q 4 : 特別特定建築物となる用途とそれ以外の用途の複合建築物の場合、補助対象となるか。

→特別特定建築物となる用途部分は補助対象となります。

Q 5 : 自主条例で事前協議等の対象としている建築物は補助の対象となるか。

→バリアフリー条例で規制の対象となっている建築物が対象となります。

Q 6 : どのような改修工事が補助対象となるのか。

→国土交通省住宅局が公表している『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』に記載のあるバリアフリー改修工事が補助対象となります。

Q 7 : 建築設計標準に記載されたどの基準を満たせば補助対象になるか。

→記載されている内容のうち、『～とする』と記載された標準的な整備内容等を最低限満たす必要がありますが、誘導基準に適合させるためのバリアフリー改修工事も補助対象となります。

Q 8 : 建築物全体ではなく部分的な改修は補助対象となるか。

→改修を行うことによりバリアフリー化が促進されるものであれば、部分的な改修についても補助対象となります。

Q 9 : 本事業で対象になるのは工事費用だけか。

→設計費及び既存撤去費も補助対象となります。

参考資料 6

事 務 連 絡
令和6年5月28日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 御中
一般社団法人 不動産協会 御中
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 御中
日本チェーンストア協会 御中
日本商工会議所 御中
全国商工会連合会 御中
全国生活衛生同業組合中央会 御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
国土交通省所管の支援事業（バリアフリー環境整備促進事業）のご紹介について

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和3年3月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和4年10月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和4年度より所管の支援事業である「バリアフリー環境整備促進事業」により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業には、対象地域や対象建築物等の一定の要件がありますが、これらの要件を踏まえた支援制度を地方公共団体において設け、支援を行っている場合に、国土交通省も当該地方公共団体を支援しているところです。

この度、支援制度を設けていない地方公共団体に対しては支援制度の創設について、また既にバリアフリー環境整備促進事業を活用した支援制度を設けている地方公共団体に対しては更なる積極的な活用について、改めてご検討をお願いしたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各企業や関係するテナント等の皆様に、建築設計標準を踏まえた小規模店舗等のバリアフリー化に取り組んでいただくこと、合わせてその際に地方公共団体の支援制度が活用できる可能性があることについて、情報提供をお願い致します。なお、地方公共団体の支援制度の有無につきましては、対象となる建築物の存する地方公共団体にお問い合わせください。

また、本事務連絡については地方公共団体にも共有しており、小規模店舗等のバリアフリー化に取り組まれる民間事業者等の方々からの問合せやご相談があった場合は、適切にご対応くださるようお願いしておりますことを申し添えます。

- ＜添付資料＞
- 参考資料 1 バリアフリー環境整備促進事業の概要
 - 参考資料 2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）
「2. 1 2 店舗内部」
 - 参考資料 3 リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」
 - 参考資料 4 地方公共団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関するバリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について（依頼）」

【本事務連絡に関する問合せ先】
国土交通省住宅局市街地建築課
（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3
（電話）03-5253-8111 【内線 39-654, 39-655, 39-656】

参考事例

バリアフリー基本構想の建築物特定事業の事例

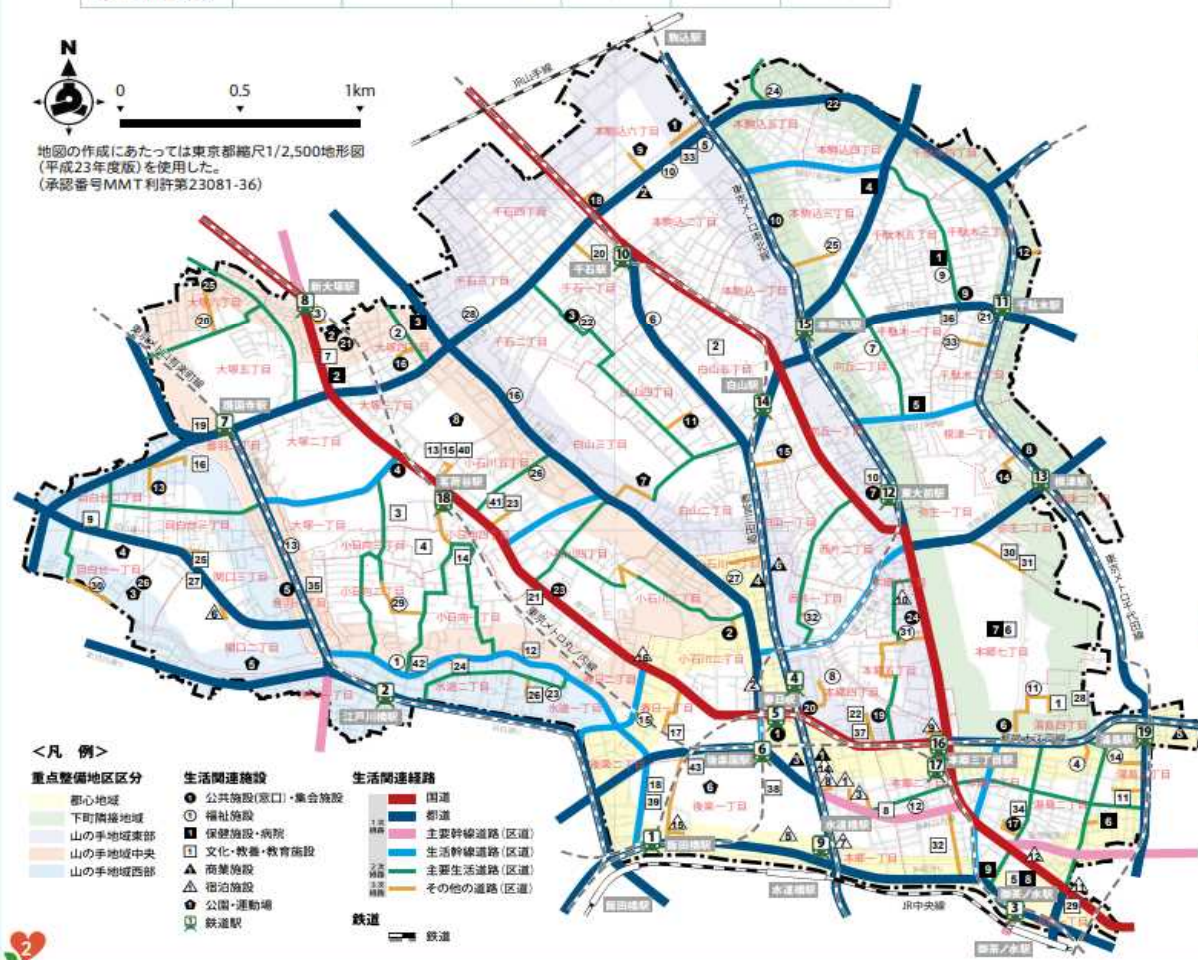
・基本構想により、建築物のバリアフリー化に面的に取り組んでいる事例(文京区)

各地域における特定事業等の進捗状況

令和5年度までに実施し、完了した事業は239件ありました。また継続的な取組や、何らかの検討を始めた事業(実施中)と合わせると517件となっています。地区別の状況としては、下表のようになっています。各事業で設定した実施時期を目指して事業が進むよう、引き続き働きかけを行っていきます。

事業区分	都心地域	下町隣接地域	山の手地域東部	山の手地域中央	山の手地域西部	共通
完了した事業	61	31	36	43	32	36
継続的な取組を行っている事業	19	26	45	56	25	37
実施中の事業	7	1	4	5	5	48

地図の作成にあたっては東京都縮尺1/2,500地形図(平成23年度版)を使用した。
(承認番号MMT利許第23081-36)



主な完了事業の紹介

重点整備地区において、令和5年度中に完了した主な特定事業をご紹介します。

公共交通特定事業

- ④ 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅: 西通路/ホーム 駅構内の十分な照度の確保
- ⑥ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅: ⑤ 車両 十分な広さの車いすスペースを確保した車両への代替
- ⑦ 東京メトロ有楽町線 護国寺駅: 中全体 駅構内の十分な照度の確保
- ⑧ 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅: 中ホーム 構内の十分な照度の確保

道路特定事業

- 区道千文3号(御茶ノ水橋): ⑨ 整備 お茶の水橋の補修補強工事とあわせた駅側の歩道幅員の拡幅
- 都道437号(不忍通り): 中 安全対策 第三護国寺前歩道橋周辺の安全対策の検討

建築物特定事業

- ⑫ 千駄木交流館: 下 出入口・敷地内通路 段差の解消
- ⑮ 小石川郵便局: 中 その他設備 ATM前への整列案内の表示
- ⑮ 目白台図書館: 西 トイレ 多機能トイレの手すりの改善

凡例
東: 山の手地域東部
心: 都心地域
下: 下町隣接地域
中: 山の手地域中央
西: 山の手地域西部

